青森県情報受発信交流拠点運営業務公募型プロポーザル実施要領

本要領は、首都圏における青森県情報受発信交流拠点に係る運営業務の契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法など必要な事項を定めるものである。

１　青森県情報受発信交流拠点概要

（１）施設概要

所　在　地　東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
建　　物　鉄鋼ビルディング
建物所有者　株式会社鉄鋼ビルディング
レイアウト　１階　６００㎡程度
物販スペース　２９０㎡程度
（うち、テイクアウト・イートインコーナー　３５㎡程度）
交流・催事スペース　１１０㎡程度
ストックスペース　（冷蔵・冷凍、常温）、運営事業者事務所、専用トイレ等
開 業 予 定　令和９年度冬頃（県が別途指定する日）
営 業 時 間　基本１０時～２０時、３６３日以上営業見込み

（２）基本コンセプト

本拠点は、青森県の食、観光、文化、産業及び人の魅力を首都圏に一体的に発信し、県産品の認知度向上、販路拡大、交流創出及び来県意欲の喚起につなげる交流拠点とする。

（３）基本的機能

本拠点の基本的機能は、下記のとおりである。受託者は、各機能が相互に連携するよう運営し、単なる販売施設にとどまらない青森県の総合的な情報受発信拠点として機能させること。

①　物産販売機能
②　交流機能
③　催事機能

２　業務概要

（１）業務名

①　令和８年度首都圏における青森県情報受発信交流拠点開業準備業務委託
②　令和９年度首都圏における青森県情報受発信交流拠点運営業務委託
※令和８年度及び令和９年度を一括で受託する候補者を選定する

（２）業務内容

県が首都圏に新たに開業する青森県情報受発信交流拠点施設（以下、「拠点施設」という。）について、設置する物産販売店舗及び交流・催事スペース等を一体的に運営する。

（３）仕様等

令和８年度首都圏における青森県情報受発信交流拠点開業準備業務仕様書及び令和９年度首都圏における青森県情報受発信交流拠点運営業務仕様書のとおり。

ただし、最優秀提案者との協議を踏まえ、変更の可能性がある。

（４）委託料の上限額

令和８年度： 7,517 千円（消費税及び地方消費税含む）※開業準備

令和９年度：93,334 千円（消費税及び地方消費税含む）※開業準備を含む

以上の金額を上限に、必要な費用の内容及び見積金額を年度ごとに企画提案書に記載すること。

なお、令和９年度の委託契約については、青森県議会の議決を経て確定すること、予算要求の過程で金額が変更となる場合があることに留意すること。

また、令和１０年度以降の委託契約については、運営の継続性及び安定性を確保する観点から、本業務受託者との随意契約を想定している。

ただし、契約の締結に当たっては、青森県議会の議決を前提として、それまでの業務の履行状況や運営実績等を踏まえて判断する。

（５）履行期限

令和８年度：契約日から令和９年３月３１日まで

令和９年度：令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

３　参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

（１）基本的要件

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項各号及び第２号各号のいずれにも該当しない者であること。

イ　青森県財務規則（昭和 39 年３月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。

エ　法人税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

オ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に定める暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

カ　所定の期限までに参加表明書の提出を行った者であること。

キ　過去 10 年以内（平成 28 年度以降）において、地方公共団体が発注したアンテナショップ又は物販施設に係る運営業務について、受注し履行した実績を有すること。

（2）その他要件

参加者は、単独の法人（以下、「応募事業者」という。）又はこれらの者を含む法人で構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とし、コンソーシアムを組成する場合は、基本的要件のほか次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア　コンソーシアムとは、複数の法人により組成するものとし、協力者としての関係にあたる場合を除くものとする。

イ　コンソーシアムにより応募する場合、コンソーシアム構成員の中から代表企業を定め、代表企業の代表者が手続きを行うものとする。

ウ　単体企業での参加者は、他のコンソーシアムの代表者又は構成員になることはできないものとする。

エ　一つの企業が複数のコンソーシアムの代表者及び構成員となることはできないものとする。

オ　コンソーシアムにより参加申込後、当該コンソーシアムの代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

4　スケジュール（案）

日程	内容
令和８年１１月　９日（月）	プロポーザル公告
令和８年１１月１３日（金）	質問書受付期限
令和８年１１月１８日（水）	質問への回答期限
令和８年１１月２０日（金）	参加表明書等提出期限
令和８年１２月１１日（金）	企画提案書等提出期限
令和８年１２月中旬	一次審査（書面審査）　※
（一次審査後）	一次審査結果通知 ※
令和８年１２月下旬	二次審査（対面プレゼンテーション審査）
令和８年１２月下旬	審査結果通知

※ 企画提案書等提出者が５者以下の場合は省略

5　質問の受付及び回答

（1）受付期限

令和８年１１月１３日（金）１６時必着

（2）質問方法

質問書（様式1）により電子メールで「１１　問い合わせ及び各種書類の提出

先」にある担当者へ提出する。

（３）回答方法

令和８年１１月１８日（水）までに、質問書を提出した全ての者に電子メールで回答する。

６　参加表明書及び申立書の提出

（１）受付期限

令和８年１１月２０日（金）１６時必着

（２）提出方法

参加表明書（様式２）及び申立書（様式３）を電子メールにより提出

（３）参考資料

参加表明書提出者に対しては、現時点で利用可能な基本計画、施設図面、館内規則その他必要資料を提供する。

７　企画提案書等の提出

（１）提出書類及び部数【正本１部、副本１０部提出すること】

ア　様式を示すもの以外は仕上がりをＡ４サイズとし、縦・横使いは問わない。

イ　提出枚数はＡ４サイズ２０ページ以内とし、文字の大きさは原則として１２ポイント以上とする。

ウ　企画提案書に記載すべき事項は、以下のとおりとする。なお、企画案については、本県の特長を生かす内容とするよう考慮すること。

（ア）企画案

令和８年度首都圏における青森県情報受発信交流拠点開業準備業務仕様書及び令和９年度首都圏における青森県情報受発信交流拠点運営業務仕様書を踏まえた企画案

（イ）実施体制

実施体制及び配置人員数

（ウ）実施スケジュール

実施スケジュール及び業務工程

（エ）実績

過去１０年間に受託した同種又は類似の業務実績

（オ）収支計画

運営期間中の収支計画を作成すること。

県からの委託料については、収入に計上しないこと。

納付金については、支出に計上すること。

（カ）その他特記事項

記載する場合は、仕様書の範囲内か否か、経費見積書に含むか含まないかを明記すること。

（２）経費見積書【正本１部、副本１０部提出すること】

県からの委託料をもとに実施する業務の内容及び金額を記載すること。

令和８年度及び令和９年度それぞれ作成すること。

消費税を含めた金額で見積もること。

（３）提出先

７（１）及び（２）を下記「１１　問い合わせ及び各種書類の提出先」に提出すること。

（４）提出方法

持参（土、日、祝日を除く。）又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。また、提出期限日必着とする。）により提出

（５）提出期限

令和８年１２月１１日（金）１６時必着

（６）提出書類の記載留意点

・「企画提案」は、文章での表現を基本とするが、文章を補完する最小限のイラスト及び簡単なイメージ図の使用は可とする。

８　企画提案書等の審査

（１）一次審査

審査委員による書面審査を行い、数者を選定する。

なお、企画提案書等提出者が５者以下の場合は省略する。

ア　審査日

令和８年１２月中旬

イ　審査項目

別紙の審査項目のとおり

ウ　審査結果

参加者全員に電子メールで結果を通知する。

（２）二次審査

一次審査により選定された者を対象とする審査会において、企画提案のプレゼンテーション審査及び質疑応答を行い、審査員の評点の合計が最も高い第１順位の者を本業務の受注候補者として選定する。

ア　審査日

令和８年１２月下旬

※参加者数等を勘案し日時を設定した上で参加者に電子メールで通知する。

イ　審査場所

青森市内

ウ　審査項目

８（１）イと同じ

エ　審査結果の通知

参加者全員に電子メールで結果を通知する。

オ　留意事項

・第１順位の者が複数となった場合は、審査員の協議により本業務の受注候補者を選定する。

・参加者が１者のみの場合であっても審査を実施する。ただし、企画提案書等の内容が審査会の定める基準に達していないと認められた場合は、受注候補者として選定しないことがある。

・審査結果の如何に関わらず、提出書類は返却を要しないこととする。

・審査結果に対する質問及び異議申立ては受け付けない。

９　契約協議・契約

（１）契約協議

審査会で選定した受注候補者の提案に基づき、県と受注候補者が内容や経費等について協議し、合意を得られた後に予定価格の範囲内で契約を締結する。

なお、次のいずれかに該当する場合は、受注候補者としての選定結果を取り消し、次点者との契約協議を行うこととする。

ア　受注候補者との合意が得られなかった場合

イ　見積徴取までに参加資格要件を満たさなくなった場合

ウ　提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があった場合

エ　審査結果に影響を与えるような不誠実な行為が認められた場合

（２）契約方法

青森県財務規則の規定に基づき、受注候補者との随意契約を締結する。

10　その他

・本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。

・参加表明書（様式２）の提出後、本プロポーザルから辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式４）を提出すること。

・社会経済情勢の変化、その他不可抗力等により、本業務の事業計画が変更又は中止される場合がある。この場合、本業務の受注者に対して県は一切の責任を負わないものとする。

・手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とし、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

11　情報の取扱い

参加者は、本プロポーザルを通じて得た情報（公知のもの及び第三者から適法に取得したものを除く。）を第三者に開示し、又は本プロポーザル以外の目的に使用

してはならない。

12　問い合わせ及び各種書類の提出先

〒０３０－８５７０
青森県青森市長島１－１－１
青森県観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課
担当者　販売戦略推進グループ　古村
ＴＥＬ：０１７－７３４－９５７１
E-mail：kensanhin@pref.aomori.lg.jp